

市県民税、所得税の申告は

問 税務課
☎内線 1056～1059

受付日時 土・日曜日を除く**2月16日(木)～3月15日(水)の午前8時45分～午後4時(開場午前8時)**

受付場所 市保健センター研修室(2階)

※休日は2月19日および2月26日の日曜日に限り、午前8時45分～午後3時まで受け付けを実施します。

【奥野地区は次の日程で出張受け付けを実施します】

申告受付日 ・2月2日(木)…奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方
・2月3日(金)…久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方
場所・時間 奥野生涯学習センター・午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

申告が必要な方

- ① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
 - ② 給与所得者で、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
 - ③ 給与所得者で給与の他に所得のあった方、または2方以上から給与を受けた方
 - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、2方以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
 - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
 - ⑥ どなたの扶養にも入っていない方
- ※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の關係上、必ず申告してください。

申告に必要な主な書類

① 個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許

注意事項

- ① 事業所得、不動産所得の収入内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合には、**税務署へ申告してください。**
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、過年分の申告をする方、給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方、事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けてきませんので**税務署に申告してください。**(注意事項①・②の申告内容の方でも、相談を要しない提出のみの方は、申告受付日に限り、申告書をお預かりします) ③ 申告会場は大変混雑します。前もって次のことを願います。
 - ・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
 - ・医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成28年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)
 - ・生命保険会社や健康保険組合などから給付、補てんされた額のわかる書類(高額療養費・マル福など)により補てんされた金額を含む)
- ④ 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。
- ⑤ 申告期間の初めと最後の1週間、会場が大変混雑合います、お待ちいただく時間が長くなる場合がございます。ですのでご了承ください。

◆ 確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中(2月16日～3月15日)は、確定申告会場および駐車場が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。

【国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)】

- ① 「確定申告書等作成コーナー」を選択
- ② データを入力
- ③ 書面で出力、郵送提出！

※作成コーナーの操作等に関するお問い合わせは
【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

☎0570-01-5901※受付は、月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)。

※税務署の駐車場は大変混雑しますので、来署の際は公共交通機関をご利用ください。
問 竜ヶ崎税務署 ☎02-977-661303
(自動音声案内)